

洋上風力発電ゾーニング協議会 設置要綱

(総則)

第1条 洋上風力発電ゾーニング協議会(以下、「協議会」という。)の事務、組織、委員その他設置に関する基本的な事項を定めるものである。

(協議会の任務)

第2条 久慈市沖海域での風力発電に係るゾーニングに関する検討に当たり、第3条に定める事項について必要な助言等を行う。

(協議会の助言)

第3条 協議会は、原則として以下の事項について協議し、技術的助言や意見等を行うものとする。

- (1) ゾーニング手法の検討及び実施計画に関すること。
- (2) 自然的情報、社会的情報等既存資料の収集整理に関すること。
- (3) アンケート調査、ヒアリング、環境調査等に関すること。
- (4) ゾーニングマップ及びゾーニング図書に関すること。
- (5) その他洋上風力発電に係るゾーニングに関する検討に必要な事項。

(協議会の組織及び委員)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員で組織する。ただし、オブザーバーとして学識経験者や有識者等の必要な者を参加させることができる。

2 委員は、久慈市長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。ただし、協議会が継続する場合は、任期を1年延長することができる。

(座長)

第5条 協議会に座長を置く。

2 座長は会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。

3 座長が出席出来ない場合は、座長が指名した者がその職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 協議会は、座長の下承を得て事務局が招集する。

2 協議会は委員の過半数の出席がなければ、開催しない。

(委員の代理)

第7条 職能代表としての委嘱の委員には、代理人出席を認める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を久慈市企業立地港湾課内に置く。

2 事務局は協議会に付議すべき事項に関する資料の作成を行う。

3 事務局は、協議会の招集に関する事務を行う。

(謝金等)

第9条 事務局は、協議会の会議に出席した委員に対して、委嘱状に定める謝金を支給す

る。

2 協議会に参加するための交通費等は、委員勤務先もしくは自宅からの実費に相当する額を事務局より給付することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が協議会の意見に基づいて定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年10月3日から施行する。

別表1 (第4条関係)

委員

No.	機関団体名・役職
1	岩手大学 准教授
2	東京大学 生産技術研究所 教授
3	公益財団法人 日本野鳥の会 自然保護室主任研究員
4	岩手県 県北広域振興局土木部 部長
5	岩手県 県北広域振興局水産部 部長
6	久慈市 産業経済部 部長
7	久慈市漁業協同組合 代表理事組合長
8	久慈港運株式会社 社長
9	久慈市観光物産協会 会長
10	特定非営利活動法人 やませデザイン会議 事務局長
11	久慈商工会議所 会頭
12	一般社団法人 久慈青年会議所 理事長
13	国土交通省 東北地方整備局 釜石港湾事務所副所長
14	環境省 東北地方環境事務所 環境対策課 環境影響審査調査官
15	環境省 東北地方環境事務所 宮古自然保護官事務所
16	岩手県 政策地域部科学 ILC 推進室 科学技術担当課長
17	岩手県 環境生活部環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策課長
18	岩手県 環境生活部環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長
19	久慈市 生活福祉部 部長
20	久慈市 企業立地港湾部 部長